

2019 年度版「教職教養の要点理解」(p. 34～35, p. 231)  
 2019 年度版「教職教養の演習問題」(p. 35～36, 別冊 p. 7～8)

## 学校運営協議会制度の改正について

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、制度が改正されました。変更点などをまとめますので、各自でよく確認をしておきましょう。

### ■コミュニティ・スクールの主な機能

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

### ■主な改正ポイント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6

#### ① 学校運営協議会の設置が努力義務化（第 1 項）

➡ 「置くことができる」（任意設置）から「置くように努めなければならない」（努力義務）に変更された。

#### ② 学校運営への必要な支援についても協議することが追加（第 2 項第一号）

➡ コミュニティ・スクールの「運営について協議する機関」から、「運営と運営への必要な支援に関して協議する機関」となった。

#### ③ 協議会の委員に「対象学校の運営に資する活動を行う者」を追加（第 2 項第三号）

➡ 地域住民，在籍児童生徒等の保護者，教育委員会が必要と認める者に「地域学校協働活動推進員，その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」が追加された。

#### ④ 教職員の任用に関する意見の範囲について「教育委員会規則で定める事項」が追加（第 7 項）

➡ 従来どおり，任用に関する意見を述べることはできるが，その範囲が「教育委員会規則で定める事項」となった。

#### ⑤ 複数校で一つの協議会を設置することが可能に（第 1 項）

➡ 従来は指定学校ごとに設置されていたが，2つ以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合，「2つ以上の学校について1つの学校運営協議会を置くことができる」ようになった。  
※小中一貫校を想定

#### ⑥ 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化（第 5 項）

➡ 従来は情報提供に関する規程はなかったが，「協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする」と努力義務化された。

## ■根拠法令

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6

※条文内の丸数字は前頁「■主な改正ポイント」の数字に対応しています。

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、①学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、⑤二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び②当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する③地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する⑥協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して④教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。